

【やっけん NEO】登録販売者 試験対策講座 テキスト[第2版]の修正点

1. 正誤表

本テキストにおいて、下記のとおり誤りがございました。内容を訂正すると共に、皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

大変恐れ入りますが、こちらの正誤表の内容をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

訂正箇所	誤	正
153 ページ 胃の薬 牡蛎	科名:イボタガキ科	科名:イタボガキ科

2. 手引き改訂による変更箇所

2025 年4月に「登録販売者試験問題作成に関する手引き」の改訂が行われました。追記事項は次の通りです。

①99 ページ

→ <その他「いわゆる健康食品」>に以下の文章を追加。

医療機関で測定する検査値として、**LDLが 140mg/dL 以上、HDLが 40mg/dL 未満、中性脂肪が空腹時 150mg/dL 以上**のいずれかである状態を、**脂質異常症**という。

②212 ページ

→ <その他「いわゆる健康食品」>の上に以下の文章を追加。

<食品表示基準の改正>

機能性表示食品については、令和6年3月に発生した**紅麹関連製品による健康被害**を受けて、以下のような食品表示基準の改正が令和6年8月に行われ、同年9月より施行されている。

①健康被害に関する情報の収集と提供

事業者の責任において機能性関与成分によって健康維持・増進に資する特定の保健目的が期待できる旨を表示し、反復・継続して摂取されることが見込まれる機能性表示食品について、事業者(届出者)は、**健康被害と疑われる情報を収集**し、健康被害と疑われる情報(医師が診断したも

のに限る。)を把握した場合は、当該食品との**因果関係が不明**であっても**速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等(都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)**に情報提供することを、食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする。

②製品の品質の確保

製造工程管理による製品の品質の確保を徹底する観点から、機能性表示を行う天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品については **GMP※に基づく製造管理**を食品表示法に基づく内閣府令である食品表示基準における届出者の遵守事項とする。

※GMP：「Good Manufacturing Practice」の略称で、「製造管理および品質管理の基準」のこと

特定保健用食品についても、「特定保健用食品の表示許可等について」(次長通知)において許可等に係る食品の**健康被害**(医師の診断を受け、当該症状が当該食品に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。)に関する情報を収集し、その発生及び拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を**都道府県知事等に速やかに提供**するとともに、当該情報について**消費者庁長官に提供する体制が整っていること**を許可等の要件とした。

③267 ページ

→ 「2. 救済給付の支給対象範囲」の図、「対象外」の中の「殺虫剤・殺鼠剤」を以下に変更。

殺虫剤・殺鼠剤(**人体に直接使用するものを除く**)

以上